

# 一般社団法人 東京都トラック協会 食料・酒類飲料専門部会規約

昭和42年9月29日	実施
昭和44年10月2日	一部改正（役員）
昭和49年6月16日	〃（〃）
平成20年7月24日	〃（名称）
平成25年6月17日	〃（東ト協の一般社団法人移行）
平成28年6月22日	〃（入会・退会・除名）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 本会は、（一社）東京都トラック協会定款及び専門部会規程に基づき、食料・酒類飲料関係輸送事業の健全な発達を図るために必要な専門的事項に対処し、もって公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### （名称）

第2条 本会は、（一社）東京都トラック協会 食料・酒類飲料専門部会と称する。

### （構成）

第3条 本会は、（一社）東京都トラック協会の会員にして、食料・酒類飲料関係輸送に携わる運送事業者をもって構成する。

### （入会）

第4条 本会の部会員になろうとする者は、入会届を提出し、正副部会長の承認を得なければならない。

### （退会）

第5条 部会員は、本会を退会しようとするときは、退会届を部会長に提出しなければならない。

2. 部会員が、2年以上会費を滞納したとき、または破産宣告を受けたときは、本会を退会したものとみなす。

**(除名)**

第6条 部会員が（一社）東京都トラック協会定款に基づき同協会を除名されたときは、本会から除名する。

## 第2章 事 業

**(事業)**

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 適正運賃の確保に関する事項
- 二 荷主との折衝に関する事項
- 三 輸送秩序の確立に関する事項
- 四 事故防止に関する事項
- 五 関係団体との折衝に関する事項
- 六 その他、食料・酒類飲料関係輸送に関する一切の事項

## 第3章 役 員

**(役員)**

第8条 本会に次の役員を置く。

- |      |       |
|------|-------|
| 部会長  | 1名    |
| 副部会長 | 8名以内  |
| 委員   | 25名以内 |
| 監事   | 2名以内  |

**(役員を選任及び期間)**

第9条 役員は、総会において選任する。

2. 役員任期は、2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。
3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

**(役員職務)**

第10条 部会長は、本会を代表し、会の運営を総理する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、これを代理する。

3. 委員は、本会の運営にあたる。
4. 監事は、本会の業務及び資産の状況を監査する。

## 第4章 会 議

### (会議)

第11条 会議は、総会、役員会及び正副部会長会とする。

2. 総会、役員会及び正副部会長会は、部会長が招集し、議長となる。

### (総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、原則として毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、必要により随時招集する。

### (総会に付議すべき事項)

第13条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 本規約の変更
- 二 役員を選任及び解任
- 三 事業報告及び収支決算の承認
- 四 事業計画及び収支予算の決定
- 五 部会費の額及び徴収方法
- 六 その他、総会の議決が必要と認められた事項

### (総会の議決方法)

第14条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、決議はその過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (役員会に付議すべき事項)

第15条 次の事項は役員会の議決を要する。

- 一 会務の執行に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に提出する議案
- 三 総会で委任された事項

#### 四 本会に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項

##### (役員会の議決方法)

第16条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、決議はその過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (部会員以外の者の出席)

第17条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

### 第5章 専門委員会

##### (専門委員会)

第18条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため、専門委員会を置くことができる。

### 第6章 特別負担金

##### (特別負担金)

第19条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。